

介護保険利用の場合の料金表 (要支援)

2018. 4. 1

別紙 1

【介護予防訪問看護費】	サービス提供時間	(単位数)	利用料		
			10割	1割負担	2割負担
要支援者の訪問看護費	20分未満	300	3,336円	334円	668円
	30分未満	448	4,981円	499円	997円
	30分以上1時間未満	787	8,751円	876円	1,751円
	1時間以上1時間30分未満	1,080	12,009円	1,201円	2,402円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問 (1回につき20分以上) ※6回/週まで	286	3,180円	318円	636円

注 同一建物に対する減算に該当する場合

上記単位数の10% 又は15%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10% 減

※ 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合

上記単位数の25% 増

※ 深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50% 増

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

【その他加算】 該当する場合	サービス提供時間・回数	(単位数)	利用料		
			10割	1割負担	2割負担
複数名訪問加算	30分未満 1回につき	+254	2,824円	283円	565円
	30分以上 1回につき	+402	4,470円	447円	894円
長時間訪問看護加算※1	1回につき	+300	3,336円	334円	668円
緊急時訪問看護加算	ステーションの場合 1月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+574	6,382円	639円	1,277円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+500	5,560円	556円	1,112円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+250	2,780円	278円	556円
ターミナルケア加算	死亡月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+2,000	22,240円	2,224円	4,448円
初回加算	1月につき	+300	3,336円	334円	668円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,672円	668円	1,335円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,780円	278円	556円
看護体制強化加算	1月につき	+300	3,336円	334円	668円

※1：長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<利用者負担額の計算方法>

介護保険によるサービス利用料

= 単位数 × 11.12 (2級地 横浜市・川崎市のサービス毎 地域単価) ⇒ A (小数点以下切り捨て)

A - A × 0.9 (※) ⇒ B (小数点以下切り捨て) (※) 負担額が2割の場合は 0.8

利用者負担額 (注)

= A - B (注) 実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる事があります。

利用者負担額 + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計

介護保険利用の場合の料金表 (要介護)

2018. 4. 1

別紙 2

【訪問看護費】	サービス提供時間	(単位数)	利用料		
			10割	1割負担	2割負担
訪問看護費	20分未満	311	3,458円	346円	692円
	30分未満	467	5,193円	520円	1,039円
	30分以上1時間未満	816	9,073円	908円	1,815円
	1時間以上1時間30分未満	1118	12,432円	1,244円	2,487円
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問 (1回につき20分以上) ※6回/週まで	296	3,291円	330円	659円

- 注 同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減 又は15%減
 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10% 減
 ※ 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25% 増
 ※ 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50% 増
 ※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

【その他加算】 該当する場合	サービス提供時間・回数	(単位数)	利用料		
			10割	1割負担	2割負担
複数名訪問加算	30分未満 1回につき	+254	2,824円	283円	565円
	30分以上 1回につき	+402	4,470円	447円	894円
長時間訪問看護加算※1	1回につき	+300	3,336円	334円	668円
緊急時訪問看護加算	ステーションの場合 1月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+574	6,382円	639円	1,277円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+500	5,560円	556円	1,112円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+250	2,780円	278円	556円
ターミナルケア加算	死亡月につき ※区分支給限度基準額の算定対象外	+2,000	22,240円	2,224円	4,448円
初回加算	1月につき	+300	3,336円	334円	668円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,672円	668円	1,335円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,780円	278円	556円
看護体制強化加算	1月につき	+300	3,336円	334円	668円

※1：長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

<利用者負担額の計算方法>

介護保険によるサービス利用料

= 単位数 × 11.12 (2級地 横浜市・川崎市のサービス毎 地域単価) ⇒ A (小数点以下切り捨て)

A - A × 0.9 (※) ⇒ B (小数点以下切り捨て) (※) 負担額が2割の場合は 0.8

利用者負担額 (注)

= A - B (注) 実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が生じる事があります。

利用者負担額 + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計

【運営規定に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	介護保険：通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費は実費。自動車を利用した場合の交通費は事業実施地域を超えてから片道分 1kmにつき 100円（税抜）

【介護保険対象外のサービス実施の利用料（税別）】

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費 8,000円、 2時間以後は応相談
死後の処置	亡くなられた後のお清めのケア(材料込み) 20,000円（税抜）
その他オプション	ご相談ください
複写物	1枚につき 白黒10円 カラー20円
キャンセル料	サービス利用日の1営業日前の 18時まで 無料 サービス利用日の1営業日前の 18時以後 全額利用者負担 ※ サービスの利用中止をする際は速やかにご連絡ください。 ※ 利用者様の容態の急変など、緊急やむを得ない場合は除きます 緊急連絡先：045-949-5055